

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2	9-830208

2 指名停止措置期間 令和7年4月4日～令和7年7月3日 (3か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する物品の購入及び役務の提供

4 事実概要

パナソニック産機システムズ(株)は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

当該事実が建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領」(平成19年常陸太田市告示第71号の2。以下「指名停止措置要領」という。)第2条第1項及び別表第9号(1)に該当すると認められる。

<指名停止措置要領別表>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 (1) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、物品調達等の契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(2) 略	

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294-72-3111